

●○ 国民健康保険のお知らせ ○●

◎国民健康保険税の課税限度額が変わります

国民健康保険特別会計の赤字および平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が北海道に移行することに向け、平成20年度から据え置いてきました課税限度額を改正します。ただし、対象世帯への影響を考慮し、3か年の激変緩和措置をとり、平成31年度で国の基準に合わせます。

現行（改正前）⇒ 改正後	激変緩和措置		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
●医療保険分 44万円 ⇒ 54万円	激変緩和分 48万円	激変緩和分 52万円	54万円
●後期高齢者支援金分 12万円 ⇒ 19万円	激変緩和分 15万円	激変緩和分 17万円	19万円
●介護納付金分 9万円 ⇒ 16万円	激変緩和分 12万円	激変緩和分 14万円	16万円

※国民健康保険加入者の皆様には、7月に送付する納付書に詳細を同封いたします。

◎国民健康保険の加入・脱退手続きについて

退職等の理由で、加入していた健康保険を脱退し、任意継続しないなど、他の健康保険に加入することが無い場合、今まで加入していた健康保険を脱退してから14日以内に国民健康保険に加入していただくことになります。現在の健康保険制度では生活保護を受けている方など以外は、いずれかの健康保険に加入しなくてはなりませんので、まだ手続きをされていない方は、役場保健課までご連絡ください。

国民健康保険の資格は、先に加入していた健康保険の脱退した日までさかのぼりますので、手続きをしないで放っておくと、過去の保険税を一括して納めていただくことになります。また、病院にかかった時の医療費も保険が使えなくなることもありますので、くれぐれも手続き忘れのないようご注意ください。

また、現在国民健康保険に加入している方で、就職等により、新たに社会保険や共済保険等に加入された方、進学により他市町村へ転出した学生の方も、国民健康保険の脱退や変更の届出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は保健課窓口まで届出ください。

◎国民健康保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険に加入の方で、右に該当する場合は、収入の有無にかかわらず毎年4月1日までに収入申告が必要になります。申告をしないと、保険税の軽減措置や、保険給付のサービス等にも影響が出る場合がありますので、まだ申告をされていない方は、お早めに手続きください。

住民税や所得税の扶養になっていない方（年齢が19歳以上）で

- ①遺族年金や障がい年金等、非課税収入のみの方
- ②昨年1月から12月中に収入の無かった方

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

広告